

平成 27 年 2 月 25 日  
総務省九州管区行政評価局

## 福祉有償運送に関する実態調査 ＜結果通知に対する回答（対応措置状況）の概要＞

九州管区行政評価局（局長：<sup>おごう としお</sup>小河 俊夫）は、平成 26 年 8 月から 11 月にかけて、福祉有償運送の活動実態や運輸支局における支援状況等について調査し、九州運輸局に対し、福祉有償運送制度の着実な取組が促進されるよう所見を通知しました。

この度、九州運輸局から、これに対する対応措置状況について回答がありましたので、公表します。

[本件照会先]

総務省九州管区行政評価局

担 当：第二部 評価監視官

作間 正和

電話（代表）： 092-431-7081

F A X： 092-431-7085

# 「福祉有償運送に関する実態調査」の結果に基づく対応措置状況<概要>

## <調査の背景>

- 過疎化、少子高齢化の進展による移動制約者の輸送の確保のための福祉有償運送の重要性の高まり。地域における運営の較差に対する指摘等もあり

調査実施時期：平成26年8月～11月  
所見表示先：九州運輸局

所見表示日：平成26年11月26日  
回答日：平成27年2月20日

## 九州運輸局は、事務・権限の移譲動向も踏まえ、積極的かつ自主的な対応

### 主な所見表示事項（調査結果）

福祉有償運送の実施に必要な運営協議会の円滑な設立、開催に向けた適切な助言。運営協議会の設置情報、議事概要等の積極的な公表への働きかけ

運営協議会設置市町村は九州7県で45.9%。NPO法人等に要望がありながら長期間開催していない運営協議会もあり。ホームページ等で設置した旨や議事概要等を公表していない協議会（主宰市町村）が約8割

制度の信頼確保、適切な運営に向けた運営協議会に対する旅客の範囲の妥当性の確実な確認の徹底。ローカルルールの把握及び合理性検証の実施

運送対象となる移動制約者について「実施団体任せ」で確実な確認が行われていない例あり。運輸支局が把握、合理性検証を実施していない法令・通達に定められていない「ローカルルール（使用車種を限定等）」が存在

実施団体に対して、運営協議会と連携を図った上で、「安全な運転のための確認」の実施と記録、「運転者台帳」の作成と記載、「輸送実績報告書」の確実な報告を指導

「安全な運転のための確認」の未記録団体が5割、「運転者台帳」の未作成3割、「輸送実績報告書」の法定期限後提出が5割弱

### 主な対応措置状況

運輸支局宛てに係関係通達を改めて周知し、設置、運営等に関する相談等があった場合は、引き続き適切な助言を実施  
設置情報等を公表していない主宰市町村に対する公表の指示  
九州管内における運営協議会の設置状況を九州運輸局のホームページにおいて一元的に掲載

運営協議会の主宰市町村宛てにガイドライン等関係通達を改めて周知し、制度の理解向上を求めるとともに、運営協議会開催時等の機会も利用して旅客の範囲の確実な確認を徹底  
運輸支局において、運営協議会ごとのローカルルールの把握、検証をより能動的な手順により改めて行うよう指示。検証進捗状況を運輸局においても確認

各運輸支局から九州管内の全ての実施団体に対して、輸送の安全の確保に係る法定事項の遵守の徹底について文書で要請するとともに、輸送実績報告書の提出時期等を捉えて指導を徹底  
これら指導状況について、運営協議会主宰市町村と情報を共有

## 福祉有償運送に関する実態調査 所見表示事項及びその回答(対応措置状況)

＜実施調査時期：平成26年8月～11月、所見表示先：九州運輸局、所見表示日：平成26年11月26日、回答日：平成27年2月20日＞

所見表示事項	九州運輸局の回答(対応措置状況)
<p>1 運営協議会に対する積極的な支援</p> <p>(1) 運営協議会の設置及び開催の促進</p> <p>九州運輸局は、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した福祉有償運送の提供を促進し、同制度を健全に発展させていく観点から、市町村や、福祉有償運送の実施を検討するNPO法人等から、設置及び運営に関する相談等があった場合には、運営協議会の設立、開催が円滑に行われるよう、引き続き適切な助言を行う必要がある。</p> <p><b>【提言】</b></p> <p>運営協議会について、県が主体的に設置に関わってきたとみられる佐賀県及び熊本県においては、福祉有償運送制度の概要を始め、県内に設置の運営協議会の名称や構成市町村名等を一覧にしてホームページで公表しているのに対して、一部の市町村が先行して運営協議会を設置したとみられる他の県ではそうした情報が提供されていない。</p> <p>各県における運営協議会の設置状況等を確実に一元的に把握できるのは運輸支局であり、同支局又は九州運輸局においても、管内における設置状況等の情報を一元的にホームページで提供することが望ましい。</p> <p>(2) 運営状況の積極的な公表</p> <p>九州運輸局は、運営協議会の場を活用して地域の実情に対応した福祉有償運送の提供を促進し、同制度を健全に発展させていく観点から、運営協議会を設置した旨や議事録・議事概要の情報をホームページで公表していない主宰市町村に対して、積極的に公表するよう働きかけを行う必要がある。</p>	<p>各運輸支局に対して、「福祉有償運送に関する取扱いについて」(平成27年2月17日付け旅客第二課長通知。以下「課長通知」という)により、運営協議会の設置及び運営に関する通達について改めて周知を行い、市町村や福祉有償運送の実施を検討するNPO法人等から、運営協議会の設置及び運営に関する相談等があった場合は、引き続き適切な助言を行うよう周知を行った。</p> <p>さらに、所見表示に付された提言を踏まえ、管内における運営協議会の設置状況について、平成27年2月16日に九州運輸局のホームページに掲載した。</p> <p>各運輸支局に対して、課長通知により、運営協議会の公表に関する通達について改めて周知を行うとともに、運営協議会の主宰市町村が運営協議会の設置情報及び議事録・議事概要をホームページで公表していない場合は、積極的に公表するよう各運輸支局から運営協議会の主宰市町村宛てに通知文(例)を参考に指示するよう通知した。</p> <p>また、運営協議会の開催時や地方公共団体への事務・権限の移譲時の機会を利用して、運営協議会の主宰市町村に対して、運営協議会の運営状況等の積極的な公表について周知を行うよう各運輸支局に指示した。</p>

所見表示事項	九州運輸局の回答（対応措置状況）
<p>(3) 旅客の範囲の妥当性に関する確実な確認</p> <p>九州運輸局は、福祉有償運送の信頼性を確保するとともに、適切な役割分担のもとにその機能を十分に発揮させる観点から、運送しようとする旅客の範囲の妥当性に関する確認手順について、運営協議会に対して、国土交通省による事例集や通知、更には参考となる他の運営協議会の取組例などを紹介するなどにより、運営協議会ガイドラインに沿った確実な確認が徹底されるよう更に助言する必要がある。</p> <p>(4) ローカルルールの把握及び合理性検証の促進</p> <p>九州運輸局は、運営協議会の適切な運営を確保する観点から、運営協議会の協議において合意形成に必要以上の制約が課されることで必要な福祉有償運送が抑制されることがないよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 合理性判定のためのローカルルールの把握は、運営協議会からの自主申告のみならず、運営協議会が作成する運営指針・運送基準等の規程や申合せなどの書面を確認するとともに、運営協議会における協議内容を踏まえて実施するなど、より能動的、積極的な方法により行うこと。</p> <p>② 把握したローカルルールについては、合理性の検証を行い、その全てについてローカルルール検証結果報告書により運輸局に報告するなど体系的な対応を行うこと。</p> <p>③ 申し出窓口の設置の趣旨について、運営協議会等の場を通じて他の構成員及び申請団体に対して、周知、理解への働きかけを行うこと。</p>	<p>各運輸支局に対して、課長通知により、旅客の範囲の妥当性に関する確認方法に係る通達について改めて周知を行うとともに、運営協議会ガイドライン等関係通達に沿った確実な確認について、各運輸支局から運営協議会の主宰市町村宛てに通知文（例）を参考に周知するよう指示した。</p> <p>また、運営協議会の開催時や地方公共団体への事務・権限の移譲時等の機会を利用して、運営協議会や主宰市町村に対して、運営協議会ガイドライン等関係通達に沿った確実な確認の徹底について助言を行うよう各運輸支局に指示した。</p> <p>なお、運輸局においても今後開催される会議等の場において、各運輸支局職員に対して十分な説明と指導を行うこととした。</p> <p>各運輸支局に対して、課長通知により、ローカルルールの把握、合理性検証の実施及び申し出窓口の設置に関する通達について改めて周知を行うとともに、次の事項について指示した。</p> <p>① 運営協議会ごとのローカルルールの把握を改めて行うとともに、その把握に当たっては、運営協議会への確認と併せて、運営指針・運送基準等運営協議会が作成した書面の確認や運営協議会の協議内容を検証するなど、より能動的、積極的な方法により行うこと。</p> <p>② 把握したローカルルールについては、合理性の検証を行い、運営協議会の場において適切な見直しを推進すること。</p> <p>また、ローカルルール検証進捗状況調査時において、その状況を運輸局において確認することとした。</p> <p>③ 申し出窓口の設置の趣旨について、運営協議会等の場を通じて他の構成員及び申請団体に対して周知、理解への働きかけを行うこと。</p> <p>④ 運営協議会の主宰市町村に対して、ローカルルールの把握、合理性検証の実施及び申し出窓口の改めての活用について、通知文（例）を参考に指示、周知すること。</p>

所見表示事項	九州運輸局の回答（対応措置状況）
<p>2 輸送の安全の確保に係る法定事項の遵守等</p> <p>九州運輸局は、実施団体における輸送の安全確保の観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 実施団体に対して、安全な運転のための確認を行うとともに、確実に確認表に確認結果等を記録し、その記録を1年間保存するよう指導すること。</p> <p>② 実施団体に対して、運転者台帳を作成するとともに、運転者の健康状態を確実に記載するよう指導すること。</p> <p>③ 実施団体に対して、輸送実績報告書を法定期限内に確実に提出するよう指導するとともに、未報告又は報告遅延を繰り返している実施団体については、監査の実施を検討すること。</p> <p>また、記載漏れや、誤認の多い記載事項について、記載要領を正しく伝えること。</p> <p>④ ①から③までの指導に当たっては、運営協議会と連携を図ること。</p> <p>⑤ 輸送実績報告書を受理した場合、運送者登録簿の登録内容と照合し、変更登録や軽微な変更届の必要がないか等について、的確に確認すること。</p> <p>なお、九州運輸局は、運輸支局における当該照合作業が効率的に行われるよう、入力様式を示すなどの支援を行うこと。</p>	<p>各運輸支局に対して、課長通知により、各運輸支局から福祉有償運送実施団体に対して輸送の安全の確保に係る法定事項の遵守に関する次の事項について通知文（例）を参考に通知するとともに、運営協議会開催時や輸送実績報告書の提出時期を捉え、指導を徹底するよう指示した。併せて、運営協議会の主宰市町村に対しても、福祉有償運送実施団体に対して当該要請を行ったことについて通知文（例）を参考に周知するよう指示した。</p> <p>① 安全な運転のための確認を行うとともに、確実に確認表に確認結果等を記録し、その記録を1年間保存すること。</p> <p>② 運転者台帳を作成するとともに、運転者の健康状態を確実に記載すること。</p> <p>③ 輸送実績報告書を法定期限内（毎年5月31日まで）に確実に提出すること。</p> <p>また、各運輸支局に対して、課長通知により、未報告や報告遅延を繰り返している実施団体については、監査等の実施も検討するとともに、記載漏れや、誤記の多い記載事項について、記載要領を正しく伝えるよう指示した。</p> <p>さらに、輸送実績報告書を受理した場合、①名称及び住所並びに代表者の氏名、②自家用有償旅客運送自動車数、③運送の区域、④運送する旅客の範囲の4事項について、運送者登録簿を確実に照合し、変更登録や軽微な変更届の必要がないか等について、的確に確認するよう指示した上で、照合状況を運輸局においても確認する二重チェック体制とすることとした。</p>